

**特別養護老人ホーム めくもりの里島立 利用単位表①**  
 (ユニット型指定短期入所生活介護サービス) 3割負担の方

令和2年4月1日

※ 1単位=10.17円での計算となります、端数が出るので、ご利用日数によって利用料金が変わります。合計目安に加算単位は含まれていませんので、ご承知おきください。

＜利用者負担第1段階＞ (住民税非課税世帯の方で高齢福祉年金受給者の方)

介護度	施設利用単位①	目安(小数点切捨)	食費	居住費	合計目安(1日)
要支援1	514 単位/日	1569 円	300円/日	820円/日	2,689 円
要支援2	638 単位/日	1947 円			3,067 円
要介護1	684 単位/日	2087 円			3,207 円
要介護2	751 単位/日	2292 円			3,412 円
要介護3	824 単位/日	2514 円			3,634 円
要介護4	892 単位/日	2722 円			3,842 円
要介護5	959 単位/日	2926 円			4,046 円

＜利用者負担第2段階＞

(住民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円以下の方)

介護度	施設利用単位①	目安(小数点切捨)	食費	居住費	合計目安(1日)
要支援1	514 単位/日	1569 円	390円/日	820円/日	2,779 円
要支援2	638 単位/日	1947 円			3,157 円
要介護1	684 単位/日	2087 円			3,297 円
要介護2	751 単位/日	2292 円			3,502 円
要介護3	824 単位/日	2514 円			3,724 円
要介護4	892 単位/日	2722 円			3,932 円
要介護5	959 単位/日	2926 円			4,136 円

＜利用者負担第3段階＞ (住民税非課税世帯の方で上記に該当しない方)

介護度	施設利用単位①	目安(小数点切捨)	食費	居住費	合計目安(1日)
要支援1	514 単位/日	1569 円	650円/日	1,310円/日	3,529 円
要支援2	638 単位/日	1947 円			3,907 円
要介護1	684 単位/日	2087 円			4,047 円
要介護2	751 単位/日	2292 円			4,252 円
要介護3	824 単位/日	2514 円			4,474 円
要介護4	892 単位/日	2722 円			4,682 円
要介護5	959 単位/日	2926 円			4,886 円

＜利用者負担第4段階＞ (上記以外の方)

介護度	施設利用単位①	目安(小数点切捨)	食費	居住費	合計目安(1日)
要支援1	514 単位/日	1569 円	1,630円/日	2,006円/日	5,205 円
要支援2	638 単位/日	1947 円			5,583 円
要介護1	684 単位/日	2087 円			5,723 円
要介護2	751 単位/日	2292 円			5,928 円
要介護3	824 単位/日	2514 円			6,150 円
要介護4	892 単位/日	2722 円			6,358 円
要介護5	959 単位/日	2926 円			6,562 円

＜その他の利用料金＞

その他自己負担していただくもの	
・医療費	・複写物の交付
・教養、娯楽費	
・理美容代	
・クリーニング代	

## 加算単位表②

送迎加算	184単位／日	利用者の居宅と事業所間の送迎を行った際の加算。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位／日	介護福祉士が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位／日	介護福祉士が50%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位／日	常勤職員が75%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位／日	勤続年数3年以上の者が30%以上配置
療養食加算	8単位／回	医師の発行する食事箋に基づいて提供。 例)糖尿病食・心臓病食
機能訓練体制加算	12単位／日	常勤機能訓練指導員1名以上配置
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200単位／日	医師が緊急で利用が必要だと認めた場合に入所日から7日間を限度として算定します。
看護体制加算(Ⅰ)	4単位／日	常勤看護師1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	8単位／日	看護職員の配置が25:1以上 医療機関との連携
緊急短期入所受入加算	90単位／日	事前に利用計画が無く、介護支援専門員が緊急の利用を認めている場合について、入所日から7日間を限度に算定します。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位／日	夜勤を行なう介護職員の数が最低基準1名以上配置
介護職員処遇改善加算	(①の単位数+②の単位数) ×0.083=介護職員処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.083を乗算したものが単位になります。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(①の単位数+②の単位数) ×0.023=介護職員等特定処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.023を乗算したものが単位になります。